

令和5年度 第3回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和5年度第3回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和5年6月28日(水) 14:00~14:45	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1 村上 浩司 2 清水 正子 3 山田 隆見 4 下河内 昭博 5 川尻 一行 6 田中 正彦 7 中福 留美 9 小原 正清		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 8名		
事 務 局 職 員	事務局長 猪垣 英治 書 記 佐山 靖裕 書 記 永村 由美 書 記 井上 翼 書 記 藤本 沙由里		
傍 聴 者	向井 推進委員		
議 事 録 署名委員	7番 中福 委員 1番 村上 委員		
提出議題	議事 諸報告 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第14号 非農地証明の申請について 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について 協議事項		

1 開 会

事務局長 皆様こんにちは、雨の中、御参集していただき、ありがとうございます。御案内の時刻となりましたので、只今から令和5年度第3回江田島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、委員総数8名全員出席でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告させていただきます。また、議事録作成のため、本会議を録音することをお知らせさせていただきます。

それでは、最初に小原会長が、皆様に御挨拶申し上げます。

議 長 皆様、こんにちは。先程、私は、もう少しキリのいいところまでと作業していたら、大雨に打たれ、びしょ濡れになり帰った次第です。いよいよ梅雨も本格化してくるという状況です。奄美地方は梅雨明けということで、こちらの方もそういった時期で、5年前の災害も思い浮かびます。皆様、事故のないように過ごしていただけたらと思います。また、江田島市はどうか分らないが、コロナも復活して増えてきているので、無理のないよう気を付けてください。

(東京出張で全国農業委員会会長大会出席したことを説明)

事務局長 ありがとうございます。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。小原会長よろしく申し上げます。

2 議事録署名者の指名について

議 長 日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては、7番の中福委員と1番の村上委員の指名をお願いさせていただきます。なお、書記に猪垣事務局長、佐山書記、永村書記、井上書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 日程第3の諸報告です。事務局、お願いします。

佐山書記 本日審議する事案について説明します。

1つ目は、農地法第3条、第4条の許可申請について。

2つ目は、非農地証明の申請について。

3つ目は、農地利用集積計画の決定について。

以上です。

議 長 それでは、日程第4の議案第12号の農地法第3条の規定による許可申請について、事務局は、説明をお願いします。

佐山書記 議案第 12 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 5 年 6 月 28 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号 1、譲渡人、A、住所、江田島市能美町●●、職業、主婦。

譲受人、B、住所、江田島市能美町●●、職業、無職。

所在地、能美町●●字○○__番_の 1 筆、面積は 2,158 m²。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「高齢で耕作困難となり、農業後継者もないことから有償で譲り渡す。」

譲受人は「以前から営農の規模拡大をしたいと考えており、隣の畑であることから有償で譲り受ける。自家消費用の根菜類や野菜を耕作する。」

農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 田中委員、お願いします。

田中委員 事務局の言われたとおり、問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 質問等はございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可と致します。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号 2、譲渡人、C、住所、廿日市市●●、職業、農業。

譲受人、D、住所、江田島市沖美町●●、職業、自営業。

所在地、沖美町●●字○○__番の 1 筆、面積は 422 m²。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「当該農地を相続して所有してきたが、遠方に住んでおり高齢になった。今後、適正な管理が困難になるため、有償で譲り渡す。」

譲受人は「譲渡人との間で、当該地の売買について合意が得られたため、有償で譲り受ける。所有権移転後は、自家消費用の果樹・野菜類を耕作する。」

農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 清水委員、お願いします。

清水委員 事務局の言うとおりですので、よろしくお願いします。

議 長	質問等ございますか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	番号 3、譲渡人、E、住所、広島市中区●●、職業、無職。 譲受人、F、住所、江田島市大柿町●●、職業、個人事業。 所在地、大柿町●●字○○_番_の 1 筆、面積は 1,176 m ² 。 申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「市外に居住しており適正な管理が困難なため、有償で譲り渡す。」 譲受人は「当該地と隣接地にある宅地建物を購入することで合意が得られたため、有償で譲り受ける。自家消費用のハーブ・野菜類を耕作する。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。
議 長	中福委員、お願いします。
中福委員	写真を見ていただいて、真ん中の写真の、奥に見える家と一緒に購入したそうです。特に問題ないので、適正だと思います。よろしくお願いします。
議 長	他に質問等ございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。事務局は、農地法第 4 条について、説明をお願いします。
佐山書記	議案第 13 号について、事案に関係している職員がいますので、一時退席をお願いします。 G職員、一時退席。
佐山書記	議案第 13 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の

規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和5年6月28日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、申請人、G外1名、住所、江田島市△△町●●、職業、地方公務員。
所在地、△△町●●字○○__番_、外2筆、合計面積は25.49㎡。

申請理由は「本件土地の登記地目は、農地（田）であるが、現在は住宅用地として使用している。この度、相続登記の手続きをする際に農業委員会の許可を得ていないことが判明した。顛末書を添えて許可申請し、登記地目を変更する。」

以上、追認案件となります。御審議をお願いします。

議長 田中委員、お願いします。

田中委員 事務局の言われたとおり、間違いありません。よろしくお願いします。

議長 質問等はございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。続きまして、議案第14号の「非農地証明申請について」説明をお願いします。

佐山書記 議案第14号、非農地証明の申請について。農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和5年6月28日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、申請人、亡 H 相続財産管理人 I、職業、弁護士、住所、東京都港区●●。

所在地、大柿町●●字○○__番_の1筆、面積は943㎡。

申請理由は「平成9年に当該地を購入しているが、入手当初より耕作はしていなかった。所有者は高齢となり市外に転居したため、農地でなくなり山林化したと思われる。」

以上です。御審議をお願いします。

議長 中福委員、お願いします。

中福委員 現状は、写真のように雑木が生えて荒れております。他は事務局の言われたとおりで、非農地証明は、適正だと思います。よろしくお願いします。

議長 他に御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。次を事務局から説明してもらいます。

佐山書記 議案第 15 号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について、依頼があったので農業委員会の議決を求める。令和 5 年 6 月 28 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号 1、所在地、江田島町●●__丁目__番_の一部、面積、382 m²、貸し手氏名、J、住所、江田島市江田島町●●、権利の種類、所有権、借り手氏名、K、住所、江田島市江田島町●●、利用権の種類、使用貸借権、内容、野菜、始期、公告日の翌日、終期、始期から 3 年間。

番号 2、所在地、江田島町●●__丁目__番、面積、738 m²、貸し手氏名、L、利用権の設定を受ける者、設定する者、一般社団法人広島県森林整備・農業振興財団 理事長 池田 浩二、住所、広島市中区大手町、借り手氏名、M、住所、廿日市市●●、利用権の種類、賃貸借権、内容、果樹、始期、公告日の翌日、終期、令和 9 年 12 月 31 日、借賃、年間、__円、支払い方法、口座振替。

番号 3、所在地、江田島町●●__丁目__番_の一部、面積は 552 m²、貸し手氏名、L、利用権の設定を受ける者、設定する者、一般社団法人広島県森林整備・農業振興財団 理事長 池田 浩二、住所、広島市中区大手町、借り手氏名、M、住所、廿日市市●●、利用権の種類、賃貸借権、内容、果樹、始期、公告日の翌日、終期、令和 9 年 12 月 31 日、借賃、年間、__円、支払い方法、口座振替。
今回は以上、新規案件 3 件となります。御審議をお願いします。

議長 質問、御意見等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。本計画の決定に賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、決定とさせていただきます。以上で農用地利用集積計画の決定

を終わりました、日程第5の諸報告に移ります。事務局は、何かありますか。

佐山書記 次第にありますように、「江田島市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更概要について」です。農林水産課併任の井上が説明します。

井上書記 「江田島市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更概要について」を説明する。

議 長 今の説明について、御質問はございませんか。
農業委員会の意見というのは、各委員が事務局に提出するものでもって農業委員会の意見とするということですか。

井上書記 一応、来月の総会場で、意見について聴取させていただいて、総会で出た意見を記録させていただき、それを会長名で農林水産課に対して総会で出た意見が、農業委員会からの意見という形で処理させていただこうかと思います。

議 長 出た意見を事務局で書面にして会長名で提出ということですね。

佐山書記 事務局から報告事項ございます。農地利用最適化推進委員の改選について、御説明させていただきます。推進委員のことなので、向井推進委員、退席をお願いします。

向井推進委員退席。

佐山書記 農地利用最適化推進委員の評価委員会について説明する。

議 長 一任します。

佐山書記 事務局案ですが、選定委員、4名を選ばせていただきます。N委員、O委員、P委員、Q委員が評価委員長になっていただいているので、そのままでしょうか、以上4名の委員の皆様で異議はございませんか。

委 員 無しの声あり。

佐山書記 後日、御連絡させていただいて、選定委員会を開きたいと思います。
来月の7月6日に農地利用状況調査の事務局員の研修会があり、私と永村が出席します。7月後半を目途に農地利用状況調査パトロールに入っていきます。地図もそれに間に合うように用意します。次の総会までに、皆様の日程を決めます。前回と同様、大人数で行いますと大変ですので、町ごとに説明会を開きます。後日、日程の通知をしますので、よろしく願いいたします。
以上をもちまして、農業委員会の総会を終了とさせていただきます。